

まい・あみ・まつり 2012

明日へとつなぐ笑顔と絆

2012

9



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 町第6次総合計画町民意向調査結果 … 2
- 平成24年度事業仕分け結果 … 4
- 消化器検診の募集・住民健診の追加募集 … 8
- 放射線の状況をお知らせします … 14
- まい・あみ・まつり2012写真集 … 16
- がれきの広域処理による東北被災地復興支援 … 26

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町第6次総合計画

町民意向調査の結果をお知らせします

町 第6次総合計画に係る『町民意向調査』（5月実施）の結果の一部をお知らせします。

本調査は、平成26年以降の総合的かつ計画的な町政運営の指針となる『町第6次総合計画』の策定に活用するものです。町民の皆さまとともにまちづくりを進めていくためには、町政に対するご意見を伺うことが大切であると考えています。その方法の一つとして、広く意見を収集することのできる手法であるアンケート調査を実施しました。結果は基礎情報の一つとして、今後の議論の前提となります。

ご協力いただきました町民の皆さまには、あらためてお礼申し上げます。

調査の概要

調査地域	阿見町内
調査対象	町内に居住する20歳以上の男女
対象者数	3,000人
抽出方法	①性別・年齢・居住地によるグループを設定し、町の全人口に対する人口比率をそれぞれ求める ②これに比例するよう、各グループの調査対象者数を定める ③各グループの調査対象者を住民基本台帳から無作為抽出する
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	5月1日～20日

配布・回収結果

性別	配布数	回収数	回収率
男	1,494	742	49.7%
女	1,506	809	53.7%
無回答	—	19	—
合計	3,000	1,570	52.3%
年齢区分別	配布数	回収数	回収率
20～29歳	406	155	38.2%
30～39歳	514	204	39.7%
40～49歳	478	222	46.4%
50～59歳	472	254	53.8%
60～69歳	571	388	68.0%
70～79歳	353	233	66.0%
80歳以上	206	112	54.4%
無回答	—	2	—
合計	3,000	1,570	52.3%

54の施策一覧

みんなの声が活(い)きるまち	環境を守り育むまち
町民参加	地球環境の保全
コミュニティ活動	資源循環型社会の形成
人権と平和の尊重	自然環境の保全
男女共同参画社会の実現	霞ヶ浦の浄化
国際化・国際交流	健やかで明るくやさしいまち
大学・研究機関との連携	健康の保持・増進
安全で安心に暮らせるまち	地域医療
上水道	地域福祉
下水道	高齢者福祉
河川	介護保険
地域防災	児童福祉
消防・救急	障害者福祉
交通安全	国民健康保険
防犯	国民年金
快適で便利な美しいまち	長寿医療（後期高齢者医療）
土地利用	医療福祉
市街地形成	いきいき学びのまち
交通体系	幼児教育
道路	学校教育
公園・緑地	児童生徒の健康管理と安全対策
住宅・住環境	生涯学習
景観形成	スポーツ・レクリエーション
効率・効果・透明性を大切にすまち	青少年の健全育成
行政運営	芸術・文化活動
財政の健全化	文化財保護
住民サービス・窓口サービス	暮らしを支える活力あるまち
広報・広聴活動	農業の振興
情報公開・個人情報保護	商工業の振興
情報化	消費生活
広域行政	観光の振興

調査のねらい

現在の計画では、54の施策（左表参照）と『めざすまちの姿』を定めています。これら施策展開に対する主観的評価、今後、一層力を入れて取り組むべき施策分野は何かを得ようとするものです。また、町政に対する自由意見を伺うものです。

おわび

本調査票において、重要度の並びが一部ページで逆になっていました。深くお詫び申し上げます。集計にあたり、客観的に判断できない調査票がおよそ5%あったことから、高い評価とみなした集計、低い評価とみなした集計の二通りで行い、結果を併記しました。この詳細は報告書に記載しています。

◆施策について

54施策と『めざすまちの姿』（目標）を示し、現在の達成度と今後の重要度について聞きました。

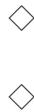
回答は5段階評価により、最も高いものを5、最も低いものを1としています。これを集計し、施策ごとの平均点を指数として、他の施策との関係を見えています。

●施策の達成度

結果は、消防・救急、医療に関する分野が上位となっている一方、交通、産業に関する分野が下位となっています。

●施策の重要度

結果は、防犯、下水道、防災に関する分野が上位となっている一方、国際交流、芸術、スポーツに関する分野が下位となっています。



●今後10年で特に力をいれるべき施策

新たな計画の期間を見据え、今後10年で特に力を入れるべき政策分野を聞きました。

5つまで順位をつけて回答いただき、1番重要な分野を5点、5番目を1点として、その合計点を指数としています。

先の東日本大震災後ということもあり、地域防災が最も高い結果となりました。

▼今後10年で特に力をいれるべき施策

施策分野	指数(合計)
地域防災	1,145
高齢者福祉	1,015
防犯	944
下水道	859
児童福祉	791
学校教育	749
交通体系	747
医療福祉	716
財政の健全化	684
児童生徒の健康管理と安全対策	680

▼施策の重要度

施策分野	指数(平均)
防犯	4.57
下水道	4.46
消防・救急	4.46
地域防災	4.46
交通安全	4.45
指数平均	4.09
文化財保護	3.68
コミュニティ活動	3.68
スポーツ・レクリエーション	3.66
芸術・文化活動	3.64
国際化・国際交流	3.44

▼施策の達成度

施策分野	指数(平均)
消防・救急	3.55
医療福祉	3.44
地域医療	3.43
国民健康保険	3.40
学校教育	3.35
指数平均	3.04
農業の振興	2.74
道路	2.74
国際化・国際交流	2.72
観光の振興	2.55
交通体系	2.47

◆その他の設問

54施策に関する設問のほかに、東日本大震災と協働に関する設問も加えています。

●災害に対する備え

およそ3分の1の人が何らかの対策を新たにとった一方で、「自分ではできない人」、「何をしてもいいか、わからない人」が3割弱いました。

また、対策をとられた人にその内容をあわせて聞きました。食糧・水などの備蓄、家具の転倒防止などの身近な対策が多数となりました。そのほか、家族との連絡手段の確認、耐震補強などの意見がありました。

●町政への関わり方

「町政に対して提案・提言したい」、「課題の解決策を一緒に考えたい」という積極的な人が2割弱いました。

また、参加機会については、時間や場所の制約の少ないインターネット、アンケートを活用した参加機会が多数意見となっています。

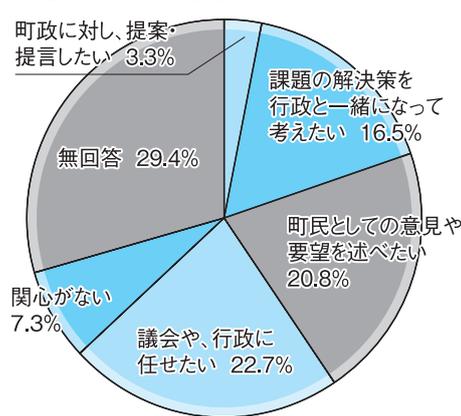
◆調査結果について

紙面の都合上、一部を紹介させていただきました。調査結果をまとめた報告書は、町ホームページおよび役場2階企画財政課で閲覧できます。

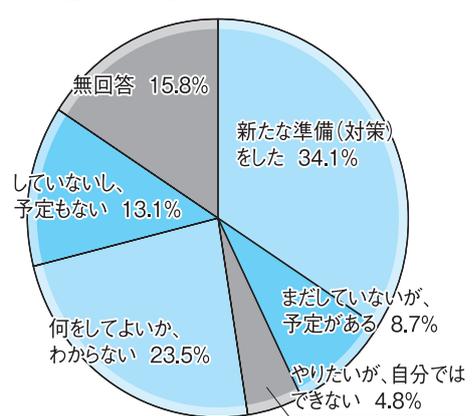
また、自由回答等においていただいた貴重なご意見については、『町第6次総合計画』に反映させていくとともに、行政運営全般の参考とさせていただきます。

なお、本計画の策定においては、今回の意向調査のほかに、町民の皆さまからのご意見を伺う機会を予定しています。ご協力をお願いします。

▼町政への関わり方



▼災害に対する備え



平成 24 年度

事業仕分け結果



企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (221)

町が実施している事務や事業について、「本当に行う必要があるのか」「国や県が実施すべきものではないのか」「事業の実施手法は妥当か」など、その根本的なあり方を第三者の視点で評価し、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革のさらなる推進を図るため、7月14日に『事業仕分け』を実施しました。

仕分け作業は、コーディネーター1人、仕分け人5人、町民判定員20人からなる班を2班編成して、各班8事業ずつ、合計16事業を仕分けしました。町民判定員・仕分け人が判定した結果は、下記のとおりです。

なお、仕分け結果が町の最終判断となるものではありません。この結果を検証し、来年度の予算編成や今後の事業のあり方についての参考とします。

仕分けの質疑・応答、町民判定員・仕分け人のコメントなどは、町ホームページをご覧ください。

▼各事業の仕分け結果（各事業の○印が、その事業の最多得票となった仕分け結果の区分です）

会場	事業名	町民判定員の仕分け結果					仕分け人の仕分け結果				
		不要	再検討	国・県・広域	町要改善	町現行通り	不要	再検討	国・県・広域	町要改善	町現行通り
第1会場 (第1班)	① 交通安全対策事業		1	3	15	1				5	
	② 道路新設改良事業				20			2		3	
	③ 公園緑地運営管理事業		1		19			2		3	
	④ 社会福祉協議会助成費事業	1	8	1	9	1		5			
	⑤ 農業振興推進事業 (農業振興対策補助金)	3	12		4	1		5			
	⑥ 国際交流推進事業	2	10		7	1	2	3			
	⑦ 中学生海外派遣事業		5		12	2		4		1	
	⑧ 消防団教育訓練事業		1		10	8				5	
第2会場 (第2班)	① 徴収嘱託員徴収事業	2	3		11	4		1		3	1
	② ふれあい地区館事業	3	11		5	1	2	2		1	
	③ 行政バス運行事業	1	7		9	3	3	2			
	④ スクールバス運営事業		5		6	9	1	2		2	
	④ 路線バス運行事業補助事業	4	4	1	7	4	2	3			
	⑤ 食生活改善推進事業	7	2		11		4	1			
	⑥ 町民活動センター事業	4	7	1	7	1	4	1			
	⑦ 児童健全育成事業		2		14	4	1	4			
⑧ 商工振興事業(商工会補助)		5	1	13	1		4		1		

- ▼判定区分
- ▼不要…廃止すべき事業
 - ▼再検討…事業の必要性について、ゼロベースで見直す事業
 - ▼国・県・広域…国・県または広域で行うべき事業
 - ▼町要改善…町が実施するが、内容を見直す事業
 - ▼町現行通り…町が実施し、内容はおおむね現行通りとする事業

行政改革の取り組み 状況を報告します



問い合わせ 企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (221)
E-MAIL: kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

町では、平成17年度に策定された行政改革大綱を一部改訂し、平成22年度から25年度までの4か年計画で行政改革に取り組んでいます。

このほど平成23年度の取り組みをまとめましたので、主な内容をお知らせします。

町の行政改革は、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を目指し、**①財政健全化の推進****②経営型行政運営の推進****③町民参画と協働のまちづくりの推進**という三つの基本方針に沿って推進しています。

① 財政健全化の推進

● 事務事業の見直し

▼ 行政評価における外部評価の実施：外部評価導入に向けて、第三者評価である『事業仕分け』について、予算を上程、可決されました(右ページ参照)

▼ たばこ販売団体補助事業の見直し：組合解散により、補助金の支出はなくなりまし(平成22年度決算額は300千円)

▼ 無受診世帯記念品贈呈事業の見直し：医療費抑制への

効果が薄いなどの理由により、平成23年度から事業を廃止しました(平成22年度決算額は1028千円)

● 財源の確保

▼ 学校給食費の収納率向上：町学校給食費滞納整理要綱を策定し、不納欠損処理を76人分実施しました

▼ 学校施設の利用における料金徴収を検討：条例を制定し、1回の使用につき体育館は200円、武道場は100円を徴収。平成23年度の収入額は合計573千円

▼ ごみの手数料の見直し：近隣市町村の処理手数料を調査し、町廃棄物処理条例の一部改正および料金改定を行いました(合計115608千円、前年比46.1%の増)

② 経営型行政運営の推進

● 組織機構の見直し

▼ 組織機構および事務分掌の見直し：大震災以降に高ま

る災害・放射能汚染への対策強化のため、放射能対策室、交通防災課、消防本部予防課を新設しました

● 職員の意識改革と人材育成

▼ 行政改革大綱実施計画項目の職員による提案：職員および推進委員から、提案を募集。その結果、新規に1項目を追加し、また、既存項目の年次計画を一部修正しました

● 行政サービスの質的向上

▼ コンビニ収納の導入：現年度分に加えて、過年度分についても、コンビニエンスストアでの納付を可能としました

▼ 待機児童解消への取り組み：みづぐら出張所の一部を利用して、二区保育所分室として保育を開始しました

▼ 民間活力の積極的活用：観光協会の設立：平成23年6月に『あみ観光協会』を発足。臨時観光物産館を6月下旬に開設し、町特産品PR事業に取り組みました

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

▼ ボランティア団体やNPOの育成・支援：企業の社会貢献に関するアンケート調査を実施。また、NPO・ボランティアなどの活動を、ホームページにより公開しました

▼ 災害時応援協定の拡充：災害時支援協力2か所、福祉避難所の設置運営4か所、物資供給1か所について、町内事業者と協定締結を行いました

▼ 産学官連携事業の推進：民間企業との連携として、平成24年1月に(株)鹿島アントラーズFCと「フレンドリータウンに関する協定」を締結しました

④ ご意見をお寄せください

行政改革に関する計画年度ごとの進捗よく状況などは、町ホームページ(行政ライブラリー)、役場2階情報公開コーナーで閲覧できます。

町民の皆さんのご意見・ご提案を電話・ファクシミリ・Eメールなどでお寄せください。

国民健康保険で・・・

こんな給付が 受けられます

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131～133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額

原則42万円となります。ただし、産科医療保障制度(※1)加入医療機関等以外での出産の場合は39万円です。

※1 産科医療保障制度：出産に関連して脳性まひとなつた子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関等へお問い合わせください

直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

● 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください

● 出産費用が42万円(※2)未満の場合の差額は、出産

後に町国保へ請求してください(①医療機関等で交付される領収明細書②印鑑③世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの④医療機関等で交付される直接支払制度利用の合意書—を持参)

● 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記①②③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しない旨の合意書を持参)

※2 産科医療保障制度加入医療機関等以外での出産の場合は39万円

妊産婦本人が会社を辞めて6か月以内の出産であれば、会社の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがあります。詳しくは会社の健康保険等へお問い合わせください。なお、会社の健康保険等から支給される場合は、国保からの支給はありません。

葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

● 支給額：5万円

● 入院時の食事にかかる標準負担額 (1食あたり)

一般(下記以外の人)	260円	
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ	100円	

▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)

▼低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

入院時の食事代

● 申請に必要なもの：亡くなった人の保険証・喪主の金融機関の口座番号がわかるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

● 国保の被保険者が入院中のとき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事にかかる標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

● 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります

● 住民税非課税世帯の人は、住宅で医療を受ける必要があると医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部(自己負担割合1/3割は年齢や所得により異なる)を支払うだけで、残りは国保が負担します。

訪問看護療養費

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要で、国保年金課窓口申請してください

● 入院時の食事代は高額療養費の支給対象外です

特別障害給付金



国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない人に支給されます



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが必要となりますが、以前は専業主婦や学生は任意加入の時期がありました。任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対象とした『特別障害給付金』の制度があります。

■対象者

▼平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
▼昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象だった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者
—のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人（ただし、65歳になる日の前日までに当該障害状態に該当した人に限る）。なお、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金—などを受給することができない人は対象になりません。また、給付金を受けるためには日本年金機構の認定が必要です

■支給額（月額）

▼1級に該当する人…49500円
▼2級に該当する人…39600円
※物価指数の変動に連動して毎年度見直されます
※本人の所得によっては、支給が全額または半額、制限される場合があります
※老齢年金・遺族年金・労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的祝福手当を受給されている人は、当該手当の受給資格は喪失します
※給付金は、認定を受けた後請求月の翌月分から支給されます
※支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります（初回支払いなど特別な場合

土浦年金事務所から

■『後納制度（国民年金保険料の納付期限延長）』が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる『後納制度』が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

また、ご不明な点があれば、国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)にお電話いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

※『後納制度』は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、『後納制度』による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

は、奇数月に支払いが行われる場合もあります）

■請求手続

窓口：役場1階国保年金課。

なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、日本年金機構で行います

●請求について：▼請求を受け付けた月の翌月分から支

給が開始されますので、請求は早めにお願ひします▼原則として65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7169）まで

● 消化器検診の募集

● 住民健診の追加募集

を行います



消化器検診の募集

下記の日程で消化器検診を実施します。早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。なお、今年度人間ドックや総合健診、住民健診で受診される検診項目についてはお申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は平成 25 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40 歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	1,000 円
胃がん検診		胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	600 円

■ 検診日程 ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください（先着順ではありません）

期 日	受付時間	場 所
11 月 19 日(月)	午前 7 時 ~ 7 時 45 分	総合保健福祉会館『さわやかセンター』
11 月 20 日(火)	午前 8 時 ~ 8 時 45 分	
11 月 21 日(水)	午前 9 時 ~ 9 時 45 分	
	午前 10 時 ~ 10 時 45 分	

■ 申込期間 9 月 28 日(金) まで (必着)

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記 1~7 をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

※お申し込みされた人には 10 月下旬に、案内通知と問診票を郵送します

▶ コピーしてご使用ください

郵送時にははがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日 (年齢)	大・昭 年 月 日(歳)
4. 電話番号	
5. 希望の 検診項目	希望する項目に○をつけてください 腹部超音波・胃がん・大腸がん
6. 希望日	第 1 希望：11 月 日 ・ いつでも可
	第 2 希望：11 月 日 ・ いつでも可
7. 希望時間	午前 時 ~ 時 45 分 ・ いつでも可

住民健診の追加募集

6月に募集(6月14日締切)した住民健診の日程のうち、下記3日間の日程で定員に余裕があるため、追加募集を行います。まだお申し込みされていない人は、この機会にぜひお申し込みください(ドックや医療機関健診で受診しない健診項目についてはお申し込みできます。詳細は健康づくり課までお問い合わせください)。

なお、住民健診には胃がん検診は含まれません。胃がん検診をご希望の方は消化器検診をお申し込みください。

※対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢(後期高齢者健診は除く)

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65歳～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの方は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
特定健診 (町国保以外)	※町の健診会場で受診できない場合がありますので、受診方法や受診会場は必ず 保険者(全国健康保険協会・〇〇健康保険組合・〇〇共済組合などの保険証の発行元) にご確認ください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※ 高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診してください ※ オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検査を希望される人は、自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無料
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査	300円
④ 大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便2日分)	600円
⑤ 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※ 対象:男性のみ	700円
⑥ 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰の細胞診 ※ 対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	800円
⑦ 肝炎ウイルス検査		血液検査:B型・C型肝炎ウイルス検査 ※ 対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800円
⑧ 成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,000円

■ 健診日程 ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください(先着順ではありません)

期日	受付時間	場所
12月5日(水)	午後1時30分～3時	かすみ公民館
12月6日(木)		総合保健福祉会館『さわやかセンター』
12月7日(金)	午前9時45分～11時 午後1時30分～3時	

■ 申込期間 9月28日(金)まで(必着)

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記1～7をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)
※お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と受診券を郵送します

■ 医療機関健診

集団健診の日程で都合がつかない人、個別での健診を希望される人には医療機関健診の受診券を発行しています。詳細は健康づくり課にお問い合わせください。

▼コピーしてご使用ください

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日 (年齢)	大・昭・平 年 月 日(歳)
4. 電話番号	
5. 希望の健診	番号は上表参照(○をつけてください) ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧
6. 保険の種類	町国保 ・ 町国保以外
7. 希望日	12月 日(午前・午後)・いつでも可

『医療機関健診』をご利用ください

早い時期に各種健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の方は『医療機関健診』をご利用ください。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■受診できる健診項目

●対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,500円
胸部レントゲン健診	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
かたん 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象：喫煙年数×1日の本数＝600以上の人	1,100円
胃がん健診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	3,100円
大腸がん健診		免疫便潜血検査（検便2日分）	300円
せん 前立腺がん健診	50歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査（B型・C型）	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波健診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症健診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定	900円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課にお問い合わせください

※乳がん・子宮がん健診も医療機関健診を実施しています。詳細は健康づくり課にお問い合わせください

■申込方法

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）で受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。ただし、次の人はお申し込みできませんのでご注意ください。

- ▼今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人
 - ▼町の集団健診を受診予定の人
- ※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできませんので、お問い合わせください

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター（東京医科大学茨城医療センター敷地内）

■受付期間

平成25年2月28日まで

■受診可能な期間

受診券の発行日から3か月以内

※最終受診日は平成25年2月28日となります

がん検診推進事業

この事業は、特定の年齢の人に、大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診が無料となるクーポン券をお送りし、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図るものです。

今までがん検診を受診していなかった人も、この機会にぜひクーポンをご利用いただき、検診をお受けください。

■対象となる人

対象となる人には、5月中旬に検診手帳と無料クーポン券をお送りしています。

- ▼大腸がん検診・乳がん検診 4月1日現在の年齢が40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の人
- ▼子宮がん検診 4月1日現在の年齢が20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の人

■受診方法・申込方法

▼大腸がん検診 大腸がん検診は**集団検診のみ**での受診となります。検診を希望する人は、11月～12月に実施する住民健診または今回ご案内している消化器検診で受診できます。まだお申し込みされていない人は、消化器検診（詳細は8ページ参照）または住民健診の追加募集（詳細は9ページ参照）にお申し込みください。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の大腸がん検診が無料となります。

▼乳がん検診・子宮がん検診 集団検診はすでに終了しましたが、医療機関検診をご利用いただくことができます。希望する人は、クーポン券に同封されている「無料検診のお知らせ」に、検診を実施している医療機関一覧が掲載されていますので、医療機関に直接ご予約のうえ、無料クーポン券を持参して受診してください。

子育てを応援します

24
子育て



みなさん、こんにちは。

日中の暑さはまだまだ続きそうですが、朝夕吹く風がさわやかになってきました。気温差で体調を崩さないように過ごしたいですね。

今回のテーマは、『体を使った遊び』です。

*当コーナーは、町保育所・町児童館からお届けします

ハイハイ時期の遊び

ハイハイを始めた頃は、子どもが好きなおもちゃをもう少しで手の届く場所へ置いたり、ボールを転がしたりすると、ハイハイをする意欲が増してきます。

大人が「おいでおいで」と声を掛けながら、ゆっくりと後ろにおもちゃを下げると子どもも喜んで近づいてきます。「まで、まで～」と声を掛けてハイハイで追いかけたり、つかまえたりしてギュッと抱きしめスキンシップを図りながら一緒に遊ぶのも楽しいでしょう。

また、大人が四つんばいになってトンネルを作り、その下をくぐり抜けられるようにした遊びもハイハイをする楽しさが広がりますね。



ふうせん遊び

ふわふわとゆっくり動くふうせんをつかまえたり、投げたりする遊びを喜びます。

大人が高く飛ばしたふうせんを夢中で追いかけて手を伸ばし取ろうとします。上手にふうせんをとった時には「やったー!」と、うれしさを感じることが出来ますね。

また、ふうせんにひもやりボンをつけ、それを引いて歩くとふわふわ動くふうせんならではの面白さがありますね。ふうせんがない場合も、家庭にあるビニール袋やゴミ袋を膨らませ口を結ぶと大きなふうせんになります。

体をたくさん動かして遊ぶことができます。



しっぽとり遊び

追いかけたり、追いかけられたりすることが大好きです。

ハンカチやタオルなどを大人の腰に挟み、しっぽのように後ろに垂らします。そのしっぽを追いかけて取るという簡単な遊びです。大人が走るスピードを調節したり、ジグザグに走ったり走る時のひと工夫でおもしろさが増します。子どもがしっぽを取ることができた時は、「すごいね、走るのがはやかったね」と頑張った姿を褒めてあげることで「もっとやりたい!」と、遊ぶ意欲も増してきます。

また、子どもがしっぽをつけて大人が追いかけても楽しく遊ぶことができ、一緒に遊ぶ満足感を味わうことができます。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会

会長 伊藤 清悦



今期の民生委員・児童委員を厚生労働大臣から委嘱されて、はや一年七か月が過ぎました。

民生委員・児童委員は七十三人、主任児童委員は三人の総員七十六人が各地区で福祉活動を展開しています。

色々な相談にのったり、話し相手になったり、役場へのパイプ役、福祉施設への橋渡し、町福祉関係会議への出席、色々なイベントへの参加など広範囲の福祉活動を行っています。

特に昨年三月十一日の東日本大震災時には、ひとり暮らしの高齢の人や自宅で寝たきりの人、障がい者の人などの安否確認、さらに支援を求めている人たちに対応し、その実績が社会福祉課より報告され、高く評価されました。

今回の地震で、民生委員が「災害時に援護を要する人の安否確認・救助活動対象者名簿」に記載の人たちに短時間

で訪問し、安否確認を行ったことは災害時における町民活動として大きな意義があったと思います。

民生委員宅も被災しましたが、幸いにもケガ人が無く、また、家族の人たちも無事であったので、全員で活動することができました。

しかし、今回以上の大災害時には、民生委員だけでは対応できないことも確認されました。

このことについては、五年前から、「民生委員発災害時ひとりも見逃さない運動」として「災害時に援護を要する人の安否確認・救助活動対象者名簿」を作成し、ご本人の承諾のもと、社会福祉課・社会福祉協議会・警察・区長などにこの名簿を配布し、より多くの人たちと共同していくこととしています。

町役場でも、今回の震災を契機に、「災害時要援護者名簿」を作成する計画がスタートし、より広範囲の対象者に、この名簿に登録していただくことを願い、この七月から実施することになりました。地域全体で見守りをする、万が一の大災害に備えた名簿作り

です。

民生委員もこの計画実施には全面的に協力することとしています。町民の皆さまの尊い生命を守るための一方策です。

皆さまのご協力、よろしくお願ひします。

阿見中地区

副会長 清水 良祐



昨年三月十一日の東日本大震災では津波に加えて、原子力発電所の原子炉の崩壊など未曾有の大災害となり、多くの市町村が被災し、また阿見町においても、震度5弱というかつてない激しい揺れが起きました。

当日私たちは、激しい揺れが収まると直ちにひとり暮らし、高齢者の人たちの安否確認から始まり、水配り等々大変な思いをしました。

また、町内で井戸のある人たちの開放と給水源としてのご協力をいただきました。

今までは、支援する側の専門機関から学ぶことばかりで

したが、このたびの実践を通して、学ぶことの大切さを経験しました。

その後私たちは、このたびの支援活動を通して、心強くまた再確認したのは、日頃からの「災害時要援護者名簿」の取り組みと地域の助け合いの絆の大切さでした。

また、今回の教訓として災害時の安否確認などの行動は、ひとりの活動には限界があり、日頃から協力を得ているケアチームの皆さま、近所の人たちの持続的な支援を続けられるような仕組みをより以上に取り組む必要性を痛切に感じました。

日常の活動の中で個人情報保護法を理由にして開示を拒まれたり、また、困窮の状況を語ってくれなかったり、本人や社会全体に関わる意識の問題が多々あります。

自治体の個人情報保護条例は、情報を本来の目的以外に利用することを禁じていますが、公的目的の場合には例外で、災害時はこれにあたると思われるので、このような考え方を、日常の民生委員活動にあてはめてもらいたいと常に思っております。

また、このたびの災害で国も動き始めました。内閣府は来年度に、開示のルール・民間団体の協力のあり方を議論して「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に盛り込む意向とのこと、またもう一つは内閣府の指導により、町としても「広報あみ五月号」においてお知らせしてありますように、「災害時要援護者名簿」の作成に取り組み始めました。

これは今まで、民生委員制度九十周年記念事業として進めてきました、「民生委員発災時ひとりも見逃さない運動」にかわるものとして私たちはこの取り組みを期待しております。

朝日中地区

副会長 豊田 芳英



東日本大震災が発生してはや一年余経過しましたが、いまだ約三千人の人が行方不明とのことです。

最近、地震・集中豪雨など自然災害に関し、予測（また

は状況など）を新聞・テレビで報道され、自然災害に対する対策の必要性を強く感じられます。

私たち民生委員・児童委員は、「民生委員発災時ひとりも見逃さない運動」を実施して六年目になり、今年五月に援護者名簿の見直しを行った結果、震災前と比べ年々増加の傾向にあります。

自然災害発生時に、高齢者・障がい者など自力での避難・移動が困難な人を対象に迅速に対応できるよう、役場・警察・地域の区長さん・社会福祉協議会へ依頼し、今後もしっかり組んでまいります。

朝日中地区民生委員・児童委員は、従来、児童・生徒の夏休み期間中、五グループに分かれ、通学路の点検（危険箇所などの有無）、夜間のパトロールなどを実施してまいりましたが、平成二十四年五月から実施要領を変更し、青色防犯パトロール車で毎月一回、地区防犯委員と協力し、児童生徒の安全確保、および防犯活動の推進を行っています。

また、生活困難者・ひとり暮らしの高齢者・障がい者の人、児童婦人などさま

ざまな問題が生じた場合、個々の問題（事例）の研修を行い、共有化し、研さんしています。

私たち民生委員・児童委員は、守秘義務を厳守し、地域の皆さんの立場に立つて誠意をもって、進んで声をかけ、家庭訪問し、本人や家庭の相談にのり、必要に応じて役場・社会福祉協議会・地域の区長さんをはじめ、各関係機関と連携・協力を願い、福祉活動を推進しています。

「安心・安全な地域づくり」に向け、皆さまのもと、活動してまいります。ご近所よりよくお願いします。ひとりで悩まないでお気軽に民生委員・児童委員へご相談ください。

竹来中地区

副会長 佐藤 勲



今年も蒸し暑い夏本番を迎えました。皆さまのようにお過ごしでしょうか。元気にこの暑さを乗り越えていきましょう。

さて、私たち民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けてはや二年目の任期半ばになりました。

七十六人の委員が自己研修や全体研修会の中で研さんし町福祉への対応力を高めてきており、近年特に増加傾向の生活困難者・児童虐待の問題などを早期に対応し、安心して生活ができますよう、ひとり暮らし高齢者・子どもたちの豊かな環境が作れるように努めております。

また、福祉向上を致すには、地域社会の皆さまのご協力が大変必要でございます。ご近所力で豊かな町づくり、安心して暮らせる町づくりができますように町役場をはじめ、区長さん・福祉事務所・ケアチームの皆さまと、福祉活動を行っております。

先の大震災時においても、「民生委員発災時ひとりも見逃さない運動」を行い、早急な対応ができました。

このようなことから、日々の研さんが実を結んだと思われま

す。これからも私たち民生委員・児童委員は地域の皆さまと協力し、ご近所力を高めた

いと考えておりますのでよろしくお願ひします。

●このよな活動をしています

民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っております。

また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。



▲ 5月定例会（お薬講座）



▲ 6月定例会（町の防犯対策について）

放射線の状況をお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

毎月2回、子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

施設名	第28回(測定日7月9日~12日)						第29回(測定日7月23日~30日)					
	屋内			屋外			屋内			屋外		
	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m
阿見小学校	0.083	0.077	—	0.103	0.097	—	0.092	0.078	—	0.116	0.091	—
実穀小学校	0.084	0.084	—	0.159	0.151	—	0.082	0.085	—	0.154	0.161	—
吉原小学校	0.086	0.082	—	0.147	0.141	—	0.081	0.071	—	0.139	0.113	—
本郷小学校	0.079	0.080	—	0.143	0.130	—	0.089	0.072	—	0.144	0.125	—
君原小学校	0.075	0.067	—	0.144	0.130	—	0.070	0.072	—	0.138	0.114	—
舟島小学校	0.081	0.072	—	0.141	0.140	—	0.077	0.070	—	0.145	0.145	—
阿見第一小学校	0.082	0.076	—	0.154	0.148	—	0.088	0.087	—	0.142	0.146	—
阿見第二小学校	0.086	0.092	—	0.108	0.111	—	0.087	0.079	—	0.109	0.115	—
阿見中学校	0.090	—	0.080	0.140	—	0.155	0.096	—	0.087	0.121	—	0.137
朝日中学校	0.076	—	0.090	0.141	—	0.131	0.088	—	0.093	0.126	—	0.120
竹来中学校	0.081	—	0.081	0.133	—	0.120	0.090	—	0.080	0.130	—	0.116
霞南至健中学校・霞ヶ浦高校	0.094	—	0.096	0.093	—	0.094	0.089	—	0.091	0.098	—	0.092
霞ヶ浦聾学校	0.090	0.091	0.076	0.135	0.150	0.157	0.077	0.074	0.079	0.129	0.156	0.151
ふたば幼稚園	0.084	0.062	—	0.149	0.147	—	0.066	0.065	—	0.125	0.139	—
阿見みどり幼稚園	0.063	0.065	—	0.121	0.107	—	0.062	0.075	—	0.134	0.091	—
荒川沖幼稚園	0.092	0.083	—	0.154	0.153	—	0.094	0.091	—	0.148	0.127	—
阿見幼稚園	0.091	0.085	—	0.171	0.180	—	0.087	0.082	—	0.180	0.171	—
中郷保育所	0.090	0.085	—	0.093	0.094	—	0.092	0.081	—	0.096	0.083	—
南平台保育所	0.076	0.073	—	0.099	0.094	—	0.084	0.075	—	0.098	0.093	—
二区保育所	0.079	0.077	—	0.136	0.134	—	0.077	0.089	—	0.154	0.137	—
学校区保育所	0.062	0.062	—	0.124	0.094	—	0.051	0.057	—	0.115	0.092	—
あゆみ保育園	0.057	0.056	—	0.116	0.122	—	0.061	0.063	—	0.131	0.134	—
阿見ひかり保育園	0.082	0.077	—	0.162	0.147	—	0.082	0.078	—	0.157	0.166	—
学校区児童館	0.081	0.088	—	0.133	0.136	—	0.075	0.091	—	0.146	0.135	—
二区児童館	0.083	0.080	—	—	—	—	0.081	0.085	—	—	—	—
総合運動公園(陸上競技場)	—	—	—	—	0.187	0.190	—	—	—	—	0.186	0.184
総合運動公園(野球場)	—	—	—	—	0.156	0.149	—	—	—	—	0.133	0.125
霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.220	0.220	—	—	—	—	0.225	0.205
ゆりの木公園	—	—	—	—	0.146	0.151	—	—	—	—	0.152	0.166
岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.230	0.219	—	—	—	—	0.217	0.217
うずらの公園	—	—	—	—	0.097	0.088	—	—	—	—	0.108	0.089
本郷近隣公園	—	—	—	—	0.226	0.195	—	—	—	—	0.215	0.217
平均値	0.081	0.077	0.085	0.133	0.143	0.156	0.081	0.077	0.086	0.132	0.140	0.152

◎放射線測定 ▼使用機器：環境放射線モニタ ▼測定値：5回測定の平均値 ▼測定放射線：ガンマ線
※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計 20 検体）

（ ）内は測定検体数

項目	検査品目
不検出	青唐辛子、赤シソ、インゲン豆、カボチャ、ジャガイモ、スイカ、トマト、ナス、ネギ、ブドウ、ブラックベリー、ブルーベリー（3）、ミニトマト
基準値内のもの	赤シソ、ミョウガ、柿の葉
基準値を超えたもの	ピワの葉、ローリエ

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎ 888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

◎ベクレルとは…ヨウ素やセシウムが放射線を出す能力を表す単位です

町の水道水について

町の水道水は、上郷配水場・追原配水場からの送水となっています。7月13日までにを行った放射性物質に関する測定結果は、すべて不検出となっています。

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、1 ベクレル毎キログラム以下になります

※「基準値」…10 ベクレル毎キログラムです

常緑樹の強せん定を行っています

昨年3月から残っている常緑樹の枝葉には、放射性物質が付着している可能性がありますので、公園や通学路の街路樹に対して、通常は行わない強せん定を行っています。強せん定とは、通常のせん定より枝葉を深めに切り落とすせん定方法です。

町の放射能の状況では、常緑樹の枝葉からによる放射線の影響は非常に低いと思われませんが、子どもの生活環境については、優先的に除染を実施するという「町放射能対策方針」と保護者の皆さまの不安軽減のために、このような措置をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。



▲台山公園（レイクサイドタウン）



▲島津の杜公園（南平台）

日常生活の中の放射能

私たちは、日常生活のなかで「自然放射線」を受けるとともに、医療放射線を中心とした「人工放射線」を受けて暮らしています。「自然放射線」も「人工放射線」も、身体に受ける放射線の量（シーベルト）が同じであれば、影響も同じです。

◎自然放射線…世界平均で年間 2.4 ミリシーベルト、日本平均で年間 1.48 ミリシーベルトです

◎人工放射線…たとえば、CT スキャンで 1 回あたり 6.9 ミリシーベルト、胸の X 線集団検診で 1 回あたり 0.05 ミリシーベルト受けています。医療放射線の世界平均は年間 0.61 ミリシーベルト、日本平均は年間 2.25 ミリシーベルトです

※町内での、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線量は、日常生活の中で受ける放射線量と比べても生活に影響のない範囲のものです



▲ポスター表彰：吉野雄太さん(阿見第一小)



▲姉妹都市から



▲バルーンショー



▲あみ大使委嘱式



●メインステージ



▲ジュニアフェス



▲アミューズフェス



▲ダンスフェス



▲陸上自衛隊武器学校『常陸陣太鼓』



▲芸能ショー(ライオンキッド・浅野勝盛・なかじままり・岩本恭生)

●応募写真

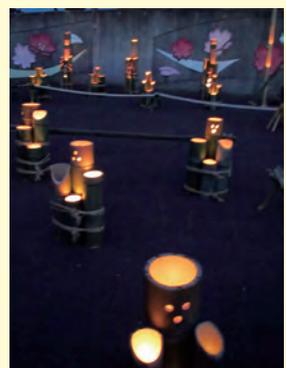


▲写真提供：碓井さん



▲写真提供：碓井さん

▲竹あかりイルミネーション





●まい・あみアンバサダー
オーディション2012



▲今年度のまい・あみアンバサダーに選ばれたのは、写真左から片岡優季さん、安見由香里さん、井坂聖司さん

まい・あみ・まつり2012

明日へとつなぐ

笑顔と絆

●ストリート



▲こま太鼓



▲アミゴン行進



▲フラフショー

●8月5日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校および霞南至健中学校の生徒・先生約180人の皆さん(写真)が、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



●阿見町建設業協会の皆さん(写真)が、7月29日(土)の午前9時からまつり会場の草刈りを、8月6日(月)の午前9時からまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



盆踊り表彰

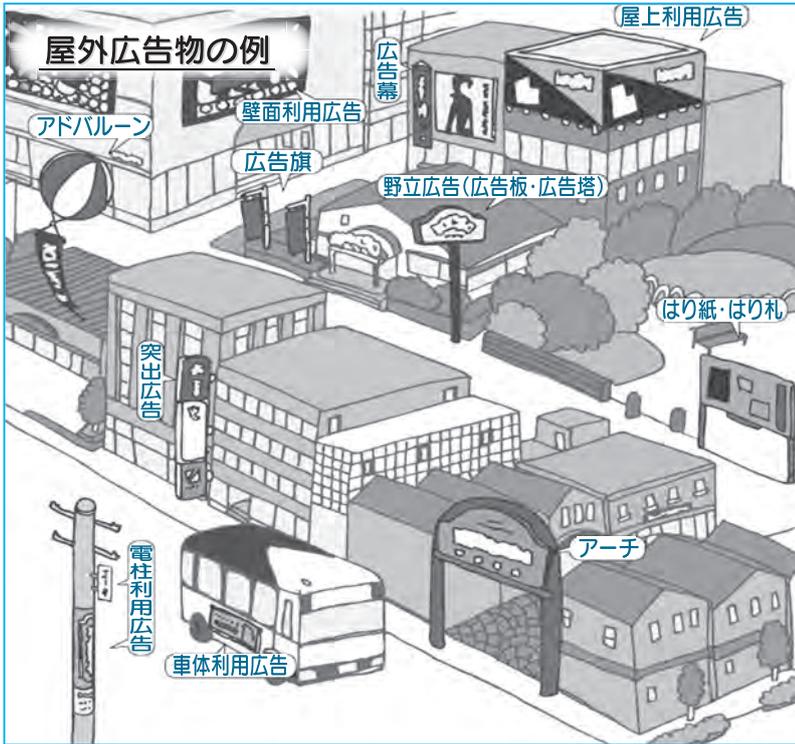
- 優秀賞
 - 青宿
 - 若ひさ会
 - (株)筑波銀行荒川本郷支店
 - 阿見国際交流協会
- チームワーク賞
 - 曙南三世代踊り連
- 技術賞
 - 阿見台

※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの人たちが清掃活動にご協力くださいました。ありがとうございました

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (244・246)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するとき、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法) — など

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札、電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内 — など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

そのほかの手続

- 屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- 工作物の高さが4mを超える場合：確認申請(建築基準法)
- 道路に表示する場合：道路占用許可(道路法)

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯

- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面—など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連

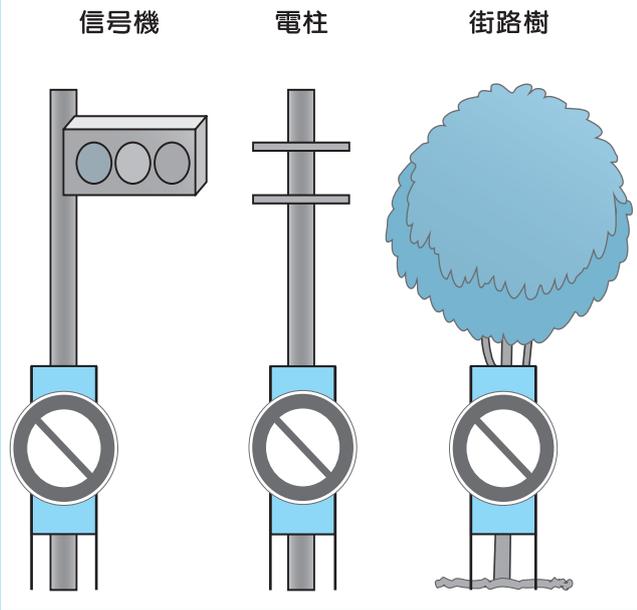
●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道：500m以内
- 2**東日本旅客鉄道：100m以内、国道125号：50m以内、県道：5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)**3**信号機または道路標識から半径10m以内の区域—など

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物：自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のもは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告：店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など

■屋外広告業の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど：懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど：罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

『広報あみ』6月号から、阿見町を拠点に地域貢献・社会貢献活動を展開するNPO・ボランティア団体、いわゆる「町民活動団体」の情報を紹介するコーナーがスタートしました。町民活動センターでは、以下の要件に該当する町民活動団体からの掲載情報を募集しています。なお、情報紹介に際して電話番号の掲載が難しい場合には、町民活動センターを問い合わせ先代行として掲載することも可能ですので、ご相談ください。

【情報掲載可能な団体の要件】

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にあること（活動を町外で展開されていても構いません）
- ▼政治・宗教または営利を目的としていないこと
- ▼暴力団などと関係するものでないこと

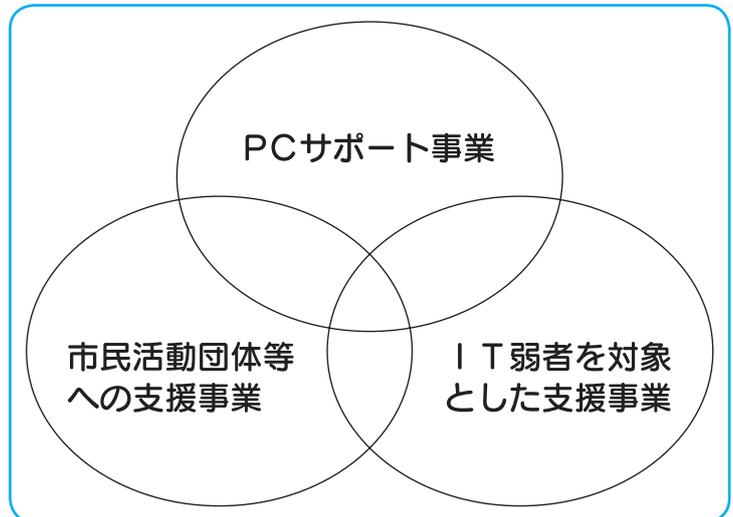
NPO 法人 いばらき IT 普及協議会

NPO 法人いばらき IT 普及協議会は、情報技術 (IT) の活用を望むあらゆる人々に対し、情報技術支援や有益な情報の共有を行い、情報技術に精通する人材の養成を図るとともに社会参加の支援を行うために設立され、平成 19 年 NPO 法人としての認証を受けました。

●事業内容

私たちは町民活動センターを中心に、さまざまな活動を行なっています。これらの活動は、ここで挙げる3つの事業を柱として展開しています。

- ▼さまざまな場所で活躍するボランティアを対象とした「IT 道場」を通じた PC サポート事業
- ▼他団体 Web サイトの管理やメールサーバー管理などの市民活動団体等への支援事業
- ▼「パソコンなんでも相談室」の開催を通して行なっている IT 弱者を対象とした支援事業



※「パソコンなんでも相談室」は、毎月1回パソコン初心者を対象に町民活動センターで開催しています。詳しくは、「広報あみお知らせ版」に掲載されている町民活動センターからのお知らせをご覧ください

●スタッフ募集

私たちは活動の幅を広げるため、一緒に活動してくれるボランティアスタッフを募集しております。ITスキルをお持ちの人大歓迎ですが、スキルがない人でも活動できることはたくさんあります。ご連絡をお待ちしています。

●問い合わせ 町民活動センター ☎888-2051

■町民活動団体 (NPO 法人・ボランティア団体) から ～参加者を募集しています～

● NPO 法人阿見アスリートクラブ・井手雅子と走る教室開催

つくばマラソンに向けて初心者・経験者を対象に歩く姿勢・走り方について教えます。

期 日 9月15日(土)

時 間 午後1時～4時 (▼講義:1時～2時▼実技:2時30分～4時)

場 所 総合運動公園陸上競技場

募集人数 40人程度(定員で締切)

参加料 1,000円(別途保険料:1,850円/平成25年3月までの期間)

申込期間 9月14日(金)まで

申込方法 電話またはファクシミリ・Eメール(氏名・住所・電話番号を明記) ▲教室の様子(7月開催時)で下記に申し込む

その他 詳細は、http://art.hiho.jp/marathon/academy_panf3.pdf をご覧ください

問合せ NPO 法人阿見アスリートクラブ ☎ 887-1185 FAX887-0911

▼Eメール:info@art.hiho.jp



■活動報告コーナー

町民活動センターで開催されている講座「美浦焼きを始めよう」の講師である北出君枝氏が、「garely Saika」(つくば市小野崎)で6月28日(木)～7月10日(火)に開催された「ものづくり展」に出品しました。

個展では、なかなか集客が難しいとギャラリーのオーナーからのアドバイスがあり、ガラス・フェイクスイーツ・押し花・プリザーブドフラワー・木工・クッキーの6人の仲間とのグループ展での開催となりました。

北出さんは、美浦トレーニングセンターをイメージしながら美浦の土を使って創作した、馬の顔・形の作品をたくさん披露していました。

開催期間中さまざまな人に来ていただき、貴重な経験を積むことができたそうです。



◀北出君枝氏



◀北出氏が出品した作品

■町民活動センターから

今月は、「NPO」と「ボランティア」について記載したいと思います。言葉としてはすでに一般的になっていますが、その性格については意外とご存じない人も多いのではないのでしょうか。「NPO」と「ボランティア」を比較しながらその関係性を少しご説明します。

	NPO	ボランティア
組織/個人	組織	個人またはグループ
何のために	自らが定めた社会的目的の達成	社会貢献。ただし、自己実現や自己満足を目的に含んでも可
収益活動	非営利だが、収益活動は組織や事業の継続のために重要	必要となることは少ない
参加について	参加を促す側	参加する側

「NPO」と「ボランティア」は互いに性格・役割が異なりますが、「社会のために」というところで目的の方向性は共通しており、その関係性は「車の両輪」のようだともいえます。NPOは、ボランティアが活動する機会を創出し参加を促すことでボランティアを生かし、ボランティアはその参加や関わりによってNPOを支えているのです。「広報あみ」6月号から掲載を続けている「町民活動団体」紹介の記事がきっかけとなって、このような関係が阿見町で多く築かれていくことを期待しています。

社会全体で取り組む 男女共同参画社会



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

女性も男性も自分らしく生き生きと暮らせる社会実現のためには、まず、一人一人が日常当たり前だと思っていることを見つめなおすことが必要です

町民活動推進課 ☎888-1111 (271 ~ 272)

男女共同参画社会とは男女の立場を対等とし、性別に縛られず、一人一人の個性と能力が発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い喜びや責任を分かち合う社会です。この男女共同参画社会の実現は、女性の人権の確立とともに高齢化・少子化・環境問題など社会が直面しているさまざまな課題に対応し、活力ある社会を作る大きな鍵なのです。

① 男性も女性も仕事と家庭が両立できる職場環境に

女性が仕事を続けられるよう、制度や職場の雰囲気などの環境をもっと整える必要があります。また、男性も女性も、育児・介護休業制度などを利用しやすくなるよう、職場の環境を変えていくことが必要です。「男は仕事、女は家庭」ではなく、これからは、「男も女も、仕事と家庭を両立」できるようにしなければなりません。

② 女性の人権が尊重されていますか

女性であれ男性であれ、人はだれでも等しく個人の人権が尊重される権利があります。女性に対する暴力は、男性優位の考え方や男女の固定的役割分担、経済力の格差などから生まれるものです。女性も男性も対等なパートナーとして認め合い、お互いに尊重し合って、相手の嫌がることはしない。それは人間関係の基本的なルールです。

③ 家族みんなで、家事を分担しましょう

夫婦共働きの家庭でも妻が家事のほとんどの部分を担うことが多いようです。「家事は女性の仕事」と決めつけず、男性も料理や掃除・洗濯などの家事を分担してみませんか。

④ 子育ては夫婦が協力し合って

共働き世帯で父親が家事・育児などにかかわる時間はわずか 21 分というデータがあります。父親の子育てへのかわりが少なく、一人で子育ての負担に悩んでいる母親は少なくありません。母親と父親が協力し合って子育てをすることが大事です。父親の子育てへの参加は、子どもにとっても、母親にとっても、そして、父親自身にとってもプラスになります。

⑤ 「女の子らしく」「男の子らしく」と子どもの可能性を狭めていませんか

「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」という親の価値観で、子どもの行動や考え方を制限していませんか。子どもの個性を伸ばし、可能性を広げるためにも親自身が性別による固定的な役割分担意識をもたないことが大事です。

⑥ 男女で仕事を分けていませんか

職場の中で「これは女性向きの仕事」「これは男性向きの仕事」とされていることはありませんか。例えば、「女性は神経が細やかで、物腰が柔らかいから窓口業務や接客に向く」というように。しかし、女性だからといってだれもが同じ性質ではありませんし、男性の中にも接客に向いている人はいます。仕事の向き・不向きなどを、性別で判断するのではなく、男性も女性も、本人の個性や能力、意欲を生かして働くことができるように、性別による仕事の区別をなくすことが必要です。

男性と女性共に進めるまちづくり(男女共同参画社会)

町は、平成 22 年 3 月 阿見町男女共同参画社会基本条例が制定
平成 24 年 3 月 阿見町第 2 次男女共同参画プラン策定
平成 25 年 阿見町男女共同参画都市宣言(申請中)

10月から出前講座開催

～今年度 阿見町は推進活動年です。出前講座開催します～

町民代表の推進員が中心になって、皆さまのもとへ出前講座(地域での老人会・婦人会・子ども会・学校・企業などへ出向きます)します。

内 容：ひきこもり・不登校・DV・虐待・食育・防災・いじめ・子育て・老い支度はなぜ必要などを紙芝居や講話、DVDで解りやすく話します。また、男女共同参画社会の内容等の相談に応じます

所要時間：30～60分

料 金：無料

申し込先：役場町民活動推進課男女共同参画係 ☎888-1111(271) 担当：湯原

花ひろくまち推進事業

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

125号バイパス沿いでコスモスの種まき作業を実施しました

去る7月15日(日)、「花ひろくまち推進事業」の一環であるコスモス種まき作業が、個人のボランティアの皆さんで組織された「花ひろくまち推進委員会」を中心に125号バイパス沿いで実施されました。

「花ひろくまち推進事業」とは？

この事業は、花づくりを通じた「こころのふれあうふるさとづくり」の推進を目的として、平成3年から「花ひろくまち推進委員会」を中心に開始され、現在ではこの活動に賛同してくださった「ツムラ労働組合茨城支部」・「グループホームつくし」・「(社)町シルバー人材センター」・「キヤノン(株)阿見事業所」の皆さんとともに活動しています。



◀▶ 種まき作業時の様子



当初、7月7日(土)に予定していた種まき作業は、連日の天候不順により作業日が延期され、7月15日(日)の実施となりました。三連休のなかびということもあり、多くの人の参加は難しいかと思われましたが、当日参加者は80人を超え、参加くださった皆さんのおかげで無事に今年もコスモスの種まきを終えることができました。毎年9月頃には、コスモスが見ごろとなりますので皆さんも楽しみにしてください。



▲コスモスの様子(イメージ)

この「花ひろくまち推進事業」には、活動に賛同してくださる人であれば、組織・個人を問わずどなたでもご参加いただけます。詳細につきましては、花ひろくまち推進委員会事務局(役場町民活動推進課内)までお気軽にお問い合わせください。



◀▶ 5月の清掃作業時の様子



※主な活動は、年1回のコスモス種まき作業(7月頃)と年3回の清掃作業(5月・8月・2月頃)となっています。いずれも作業場所は125号バイパス沿いです

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 24年度・第2回



9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

9月は県内全域で悪質商法や振り込め詐欺から高齢者を守る啓発活動を実施しています。悪質な業者は高齢者に親切を装って近づき、信用させて貴重な財産を狙ってきます。悪質商法の被害にあわないためのポイントや事例、振り込め詐欺の状況を紹介します。

〈悪徳商法〉

●こんな言葉に要注意

『絶対もうかる』話 はありません	『ただ』より高いもの はありません	『あなただけ特別』 はありません
投資話を持ちかけてあなたの財産を狙う。もうかるどころか財産がなくなること。	無料という誘い文句につられて行くと大変。無料の商品をもらった後に高額な商品を買うはめに。	誰にでも「あなただけ特別」。特別扱いされて得した気分でしたら、いつの間にか契約することに。

●被害にあわないためのポイント

- (あ) あせって契約しない、急がせる契約は要注意
- (い) いらぬ時は、「いりません」とはっきり断る
- (う) うまい話は、まず疑う
- (え) 遠慮しないで、すぐに相談
- (お) お金はすぐに払わない



●社債の劇場型勧誘の事例

- (事例) 突然、知らない企業 X 社から社債募集のパンフレットが届いた。後日証券会社 A 社から、X 社の社債を購入できるのはパンフレットを受取った人だけなので、代わりに購入してくれたら 1 口 20 万円の社債を 2 倍の金額で買い取ると電話があった。その後別の証券会社 B 社からも、3 倍で買い取ると電話があった。本当に買い取ってもらえるのか。
- (アドバイス) これは、複数の買取り会社が現れて社債を購入するように仕向ける劇場型の手口です。購入後買取り会社と連絡が取れなくなってしまうことが多く、買い取ってもらえません。また、購入した社債の代金を取り戻すこともできなくなります。きっぱり断りましょう。

〈振り込め詐欺(オレオレ詐欺)〉

県警察から、平成 24 年 1 月～6 月の振り込め詐欺の認知件数は 34 件、被害総額は 7,500 万円。その内、オレオレ詐欺が 16 件で、全体の約 47% を占めていました。オレオレ詐欺の被害者は、すべて 50 歳以上で 9 割が女性、ほとんどが息子を名乗る手口でした。

『携帯電話の番号が変わった』『今日中にお金が必要』と電話がかかってきたら、オレオレ詐欺を疑い、息子等の従来の番号や勤務先に電話して確認してください。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171・172)

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

第2回夏季特別展『回天』開催

人間魚雷『回天』による特別攻撃作戦には、土浦海軍航空隊の甲飛13期生からもたくさんの隊員が選ばれています。回天の実物大模型やコックピット模型、隊員の遺品などから、戦争や特攻作戦について考えていただく展示です。

- ▼期日:10月28日(日)まで
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展・特別展を合わせた金額です/大人600円(480円)、小中高生350円(280円)
※()内は20人以上の団体および各種割引カード提示による割引料金



▲会場内の様子

元回天搭乗員講演会開催

回天搭乗員の訓練は山口・大分の4基地で行われ、隊員は、出撃したり国内基地隊に配属になったりとさまざまでした。当時回天の搭乗員として訓練を受けた人に、その様子や戦争に対する思いをお聞きます。

- ▼期日:9月30日(日)
- ▼時間:午後2時から
- ▼場所:かすみ公民館
- ▼講師:塩月昭義氏(元回天搭乗員)
- ▼参加料:特別展入場券が必要となります(予科練平和記念館または当日会場でお求めください)
- ▼その他:お問い合わせは予科練平和記念館へお願いします

予科練平和記念館学習会『～戦跡を巡る～②』開催

阿見町内や近隣に現存する予科練や戦争関連史跡を巡ることで、歴史を知り平和への思いを新たにする企画です。

- ▼期日:10月14日(日)
- ▼時間:午前9時30分～午後3時30分(予定) ※荒天中止
- ▼参加料:無料(飲み物・雨具などは持参)
- ▼その他:事前予約制/詳細はお問い合わせください

予科練平和記念館で残暑を快適に

残暑が厳しくて少しでも涼しくなりたいけれど節電もしたい。そんなときには予科練平和記念館のラウンジにでかけてみませんか。町立図書館からお借りしている絵本を、窓が大きくて開放的なラウンジでゆっくりお楽しみいただけます。また、予科練を紹介するDVDも常時放映していますので、こちらもどうぞご覧ください。館内ラウンジへはどなたでも無料でお入りいただけます。



▲ラウンジの様子

◎学芸員のつぶやき

特別展『回天』は10月28日(日)まで開催しています。会場内にはテレビドラマの撮影で使用した訓練用の回天の実物大模型が展示されており、その大きさを感じることができます。「人間魚雷」とも言われる非情な兵器に乗って出撃した若者たちはどのような思いであったのか、終戦記念日が過ぎても思い起こしていただきたい事柄です。

- ▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

復興支援に全力で取り組みます

がれきの広域処理による 東北被災地復興支援

廃棄物対策課霞クリーンセンター係 ☎889-0091

東日本大震災で発生したがれきの広域処理に伴い、宮城県を視察しました

町長および全町議会議員、区長会長、霞クリーンセンターの地元住民代表者(追原区・上条区)が、7月26日・27日の2日間にわたり、東日本大震災で発生したがれきの広域処理のために宮城県を視察してきました。

1日目は、石巻市に設置された災害廃棄物処理業務を行っている「石巻ブロック中間処理施設」において、宮城県を含む東北地方全体のがれきの処理状況等を宮城県担当者から説明を受けました(写真左)。また、それとともに、広域処理するがれきの放射線量の測定や機械・手作業による可燃物・不燃物などの分別作業状況を見学し、安全性を確認してきました。

2日目は、仙台空港周辺である名取市内で、津波後の住宅地の状況を視察してきました(写真右)。いまだに撤去されずに残されている家屋等の悲惨な現実を目の当りにし、速やかなる復興支援を誰もが実感したところです。

今後は、町としても一日も早い受け入れ体制を整え、復興支援に取り組んでいきます。町民の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

▼空間放射線量の測定結果 単位:マイクロシーベルト毎時

測定場所	廃棄物付近での高さ 0メートル	廃棄物付近での高さ 1メートル
阿見町	0.098	0.101
石巻市	0.048	0.047



▲宮城県職員から説明を受ける一同



▲名取市内の様子

受け入れに対する今後の流れ

- ① がれきサンプルの試験焼却
- ② 地元住民説明会
- ③ 石巻市との協定締結
- ④ (協定締結後)
震災がれきの受け入れ

●環境政策課 ☎888-1111 (116) から

9月は霞ヶ浦水質浄化強調月間です

霞ヶ浦は、昭和53年度から54年度にかけて、アオコの大発生や魚の大量死が起こるなど、きわめて憂慮すべき状況となり、県では「霞ヶ浦水質保全条例」を制定(昭和57年9月1日施行)し、翌年の昭和58年から毎年9月1日を『霞ヶ浦の日』と決めました。

霞ヶ浦の水を汚す原因のうち、家庭からの排水は約3割を占めています。汚れのひどい食器はそのまま洗わずに、一度、紙などで拭いてから洗う、アクリルタワシを使用して洗剤の使用量を減らすなど、各家庭でできる取り組みを行いましょう。

※9月に『霞ヶ浦10ヶ条』を全戸配布する予定です

『節電キャンペーン』を実施しました

7月13日、気温30度を超える猛暑の中、町長およびあみエコクラブ会員により、カスミ阿見店・荒川本郷店様、スーパータイヨー阿見店様の店頭をお借りして、『節電キャンペーン』を実施しました(写真)。

今年の夏の政府からの節電要請期間・時間(東京電力管内)は、7月2日(月)～9月28日(金)の午前9時～午後8時(土・日曜日および8月13日～15日を除く)となっています。

今年の夏は、「長続きする節電」をポイントに、「無理なく」「賢く」「継続的に」節電をすすめましょう。



まちの できごと



6月23日

国道125号バイパスボランティアで清掃
6月23日、地元ボランティア・陸上自衛隊曹友会(そうゆうかい)・UR都市機構の皆さんや、町職員互助会により、国道125号バイパス沿道(竹来下〜県道竜ヶ崎阿見線バイパス)の清掃活動が実施されました。
この活動により、沿道の美化が図られるとともに、地元の子どもたちにとっても安全に通学できる歩道となりました。



7月2日

『社会を明るくする運動』実施
7月2日、『第62回社会を明るくする運動』法務大臣メッセージ伝達式があり、その後、町推進委員会による啓発用品の配布も行われました。
この運動は、国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、地域の人たちがそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的なものです。



6月26日

学校給食で地産地消 スイカ・メロン
町内の全小中学校および保育所の学校給食に、阿見町産のスイカとメロンが出されました。茨城大学の先生や生産者・栄養士の協力により、『学校給食スイカの日』には君原小学校で、『学校給食メロンの日』には舟島小学校で、食育に関する授業が開かれました。授業では、児童たちが自らスイカやメロンを切り分け、おいしくいただきました。



7月5日



6月30日

被災地支援として花壇の整備に協力
6月30日、ガーデニング委員会の会員を中心とする町民有志が、福島県いわき市で、被災地支援として子どもたちの通学路沿いの花壇を整備しました。
当委員会は、町生涯学習専門委員会として町を花できれいにするために活動していますが、今回はその一環として、被災された人を元気づけるため、色鮮やかな花々を植えてきました。

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建築業知事免許(般-19)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 【阿見支店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-842-7196

リフォームのことなら増改築相談員がいる当店へ!!

LIXIL 屋根材 T-ルーフ

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると聞きます。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(4)第5548号 阿見町中央 1-5-32
(有)美都ツ和 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

『就業構造基本調査』実施

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民のふだんの就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策をはじめ経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象となる世帯は、統計的手法により全国から無作為に選定されます。調査対象に選定された世帯には、統計調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、調査の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

▼問合せ 総務課統計係 ☎ 888-1111(215)

『全国一斉！ 法務局休日相談所』開設

▼期日 9月23日(日)

▼時間 午前10時～午後4時
※受付は午後3時まで

▼場所 水戸地方法務局土浦支局(土浦市下高津)

▼相談内容 土地の境界争い、

相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代

家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣のトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

▼参加料 無料

▼問合せ 水戸地方法務局土浦支局 総務課 ☎ 821-0792

茨城大学から

公開講座・公開授業を開催します

茨城大学では、10月から後期公開講座(社会人向け)・公開授業(学生向けの正規の授業に社会人が参加する形式)を開講します。9月3日(月)から受講生を募集します。資料は無料で送付します。詳細はホームページにも掲載しています。

▼問合せ 茨城大学生涯学習教育研究センター ☎ 029-228-8413

▼ホームページ: <http://shougai.admhibaraki.ac.jp/>

体協だより

秋季テニス大会(ダブルス)

▼期日 10月21日(日) ※予備日:11月4日(日)

▼場所 ▼男子:県立医療大学 ▼女子:総合運動公園

▼募集人数 男女各32組(定員で締切) ※キャンセル待ちはなし

▼参加料 1組3000円(当日徴収)

▼申込期間 9月28日(金)まで ※14日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。一般は15日(土)から(Eメールは午前0時から、ファクシミリは午前9時から)受付

▼申込方法 Eメール(氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦歴・ドロー発送方法を明記)またはファクシミリ(申込用紙は役場3階生涯学習課・総合運動公園・左記ホームページで入手可)で左記に申し込む ▼Eメール: mansei99@jcom.home.ne.jp ▼FAX 888-1055(午前9時～午後9時。時間厳守) ※不備がある場合受付不可

▼その他 ▼希望者のみドロー表を送付(Eメールまたは郵

送)。1組1通) ▼キャンセルは9月28日(金)まで。以後は参加料徴収・締切後ペア変更は可。2人とも変更は失格 ▼左記ホームページでエントリー確認可

▼問合せ 町体育協会テニス部 代表倉持 ☎ 841-6878

▼大会用ホームページ: <http://www.geocities.jp/antennis2005/>

町民グラウンドゴルフ大会

▼期日 10月11日(木) ※予備日:18日(木)

▼時間 ▼受付:午前8時30分から ▼開会式:9時から

▼場所 総合運動公園陸上競技場

▼参加資格 町内在住の人

▼募集人数 160人程度

▼参加料 300円

▼申込期間 9月28日(金)まで

▼申込方法 一般の人は①、シニアクラブ会員の人は②に、電話または直接申し込む。阿見G・Gクラブ会員の人は定例会時に申し込む

▼問合せ ▼町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎ 888-1111(340) ※土・日・祝日を除く ▼町シルバークラブ連合会事務局(福祉センターまほろば内) ☎ 887-3969 ※月曜日を除く

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 10月20日(土)
10:00AMより本校にて 11月17日(土)

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさとおしさを共に育てる。

<入試説明会> 9月30日(日)
10:00AMより本校にて 10月21日(日)
11月18日(日)

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

子ども手当・児童手当の手続きはお済みですか

昨年11月に町から送付した『子ども手当認定請求書』をまだ提出されておらず、手当の支給が停止している人は、9月末日までに郵送または窓口で手続きをしてください。10月以降に提出された場合、停止している分の手当をさかのぼってもらうことはできず、手続きされた翌月分からの支給となります。

また、6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人も、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼問合せ 児童福祉課児童福祉係 ☎888-1111(168)

特別児童扶養手当を受給している人へ

特別児童扶養手当を受給している人は、前年(平成23年)の所得額および受給資格を確認するため、『特別児童扶養手当所得状況届』を提出することになっていきます。

この届を提出しないと、受給資格があっても8月分以降の手当が受けられなくなるのでご注意ください。また、所得制限等により支給停止となっている人

も必ず提出してください。

▼提出方法 9月10日(金)までに、直接左記に提出する ※土・日を除く

▼問合せ 障害福祉課自立支援係(総合保健福祉会館内) ☎888-2943

文化財保護のため巡視にご協力を

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない私たちの貴重な歴史的遺産で、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。町には、県・町指定の文化財や遺跡など多くの文化財が所在しています。

県および町では、これらの貴重な文化財を保護するために文化財保護指導委員による文化財の巡視を年3回行っています。巡視の際には、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▼巡視予定文化財 ▼曙のグミ(県指定文化財/曙地内) ▼青宿貝塚(青宿地内) ▼阿見貝塚(阿見地内) ▼廻戸貝塚(廻戸地内) ▼根田貝塚(竹来地内) ▼石川貝塚(石川地内) ▼橋向古墳群(若栗地内) ▼君島古墳群(君島地内) ▼味噌野古墳(大形地内)

▼問合せ 生涯学習課文化財係 ☎888-1111(326)

『芸術展』作品募集

▼俳句 兼題『露』および当季雑詠通して3句。9月21日(金)までに、現金書留に投付料1000円(昼食代を含む)を同封して左記に郵送する

▼俳句会 ▼日時 9月30日(日)午前10時～午後3時 ▼場所 中央公民館1階多目的室

●短歌 未発表の詠草一首をはがきに書いて、10月5日(金)までに左記に郵送する

▼短歌会 ▼日時 10月13日(土)午前10時～午後3時 ▼場所 中央公民館1階多目的室

●その他 そのほかの部門の作品は、『広報あみ』10月号通常版で募集予定

▼問合せ 〒300-0333 阿見町若栗1886-1 中央公民館 ☎888-2526

一般向けバイオテクノロジ―実験講座(無料)

茨城大学遺伝子実験施設では、一般の人向けに標記講座を開催します。

▼期日 ①10月27日(土) ②28日(日) ※2日間連続で参加できる人

▼時間 午後1時～5時

▼場所 茨城大学阿見キャンパス内遺伝子実験施設

▼内容 ▼遺伝子組換えで光る大腸菌を作り観察する ▼納豆

菌からDNAを取り出すなどの実験を行う ▼研究施設見学(変更の場合あり)

▼募集人数 16人(定員で締切)

▼申込期間 10月19日(金)まで

▼申込方法 電話またはEメールで左記に申し込む

▼問合せ 茨城大学遺伝子実験施設 ☎888-8743 ▼Eメール:grc3@ml.ibaraki.ac.jp

男女共同参画チャレンジ支援セミナー開催

▼期日 9月11日(火)

▼時間 午後1時～3時

▼場所 女性プラザ男女共同参画支援室(水戸市三の丸/いばらき就職支援センター内)

▼内容 『こころのストレッチ! 色彩セラピーでストレスを乗り越える』(仕事や日々の暮らしの中で抱えるさまざまなストレスに対処するため、色彩セラピーを通じて心身のバランスの整え方を学ぶ)

▼講師 武藤幸枝氏(日本カウンセリング学会認定心理カウンセラー)

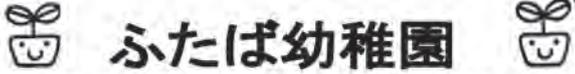
▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼その他 駐車場は県三の丸庁舎をご利用ください

▼問合せ 県女性青少年課女性プラザ男女共同参画支援室 ☎029-233-3982

〈広告欄〉



ふたば幼稚園

たくさんあそんでたくさんまなぶこと...

平成25年度 公開保育

園児募集 9月11日(火) 14日(金) 午前10時30分~

ホームページ <http://amifutaba.jimdo.com/> 阿見町岡崎3-2-1 ☎029(887)0055

入園願書は10月1日(月)受付開始です。公開保育・入園にあたっての説明会はお子様と一緒においでください。お待ちしております。

お知らせ

Information

町消防本部から

【甲種防火管理新規講習会】開催

- ▼期日 10月18日(木)・19日(金)
- ▼時間 午前9時30分～午後5時
- ▼場所 本郷ふれあいセンター2階会議室
- ▼対象 原則として消防法施行令別表第一の事業所に勤務する人
- ▼募集人数 32人(定員で締切)
- ▼申込方法 9月27日(木)午前9時から午後1時までは、本郷ふれあいセンター2階会議室で、印鑑を持参して申し込む。それ以降は、消防本部予防課で受付 ※申込用紙は、町ホームページからダウンロードするか、申込当日に配布
- ▼その他 テキスト代として4300円を負担
- ▼問合せ 町消防本部予防課 ☎887-0119

【全国消防操法大会】応援募集

- 10月7日に開催される全国消防操法大会に、町消防団が県代表として出場します。当日の応援に参加してみませんか。
- ▼日時 10月7日(日)午前7時
- ▼出発(6時50分に総合保健福祉会館西側臨時駐車場集合)

社会館西側臨時駐車場集合)

会場 東京臨海広域防災公園(東京都江東区)

- ▼参加料 1500円(昼食代)
- ▼申込期間 9月7日(金)まで
- ▼申込方法 電話で左記に申し込む
- ▼問合せ 町消防本部総務課 ☎887-0119

【社町シルバー人材センターから】

【入会説明会開催】

- 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
- ▼期日 9月18日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 (社町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター)別館)
- ▼問合せ 「マイホームのミニ営繕」引き受けます マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います
- ▼問合せ (社町シルバー人材センター) ☎888-2036

【ファミリー・サポート事業】説明会・交流会

- 当事業は、子育てにお困りのお母さんを応援する地域援助活動です。子どもを預けたい人(利用会員)・子どもを預かる人(協力会員)による会員制の有償ボランティアです。
- 事業の説明会と会員間の交流会を実施しますので、ぜひご参加ください。
- ▼説明会
- ▼期日 9月21日(金)
- ▼時間 午前10時30分～正午
- ▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」
- ▼対象 利用会員・協力会員希望者
- ▼その他 説明会参加時に、お子さんのお預かり保育を行います(要申込)
- ▼交流会
- ▼期日 10月1日(月)
- ▼時間 午前10時30分～正午
- ▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」
- ▼内容 プチフラワーアレンジメント・絵本の読み聞かせ
- ▼対象 利用会員・協力会員希望者および登録者 ※お子さんも参加可
- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 電話で左記に申し込む ※土・日・祝日を除く
- ▼問合せ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

【初級日本語ボランティア講師養成講座】参加者募集

- ▼期日 10月13日(土)～平成25年1月19日(土)の毎週土曜日 ※11月3日・12月29日・平成25年1月5日は除く。全12回
- ▼時間 午前9時～11時
- ▼場所 中央公民館
- ▼講師 小松いつ子氏
- ▼対象 町内およびその近郊在住で、受講後ボランティア講師として外国人に日本語を教えた人
- ▼募集人数 20人(定員で締切)
- ▼参加料 10000円(その他教材費は自己負担)
- ▼申込方法 9月28日(金)までに、電話で左記に申し込む ※月・土・日曜日を除く
- ▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)

阿見町囲碁同好会から

【秋季囲碁大会】参加者募集

- ▼期日 10月7日(日)
- ▼時間 受付：午前8時45分から 対局：9時30分から
- ▼場所 中央公民館2階和室ほか
- ▼参加料 一般：1500円 ▼中学生以下：500円(昼食・賞品代含む)
- ▼その他 事前申込不要(当日直接ご来場ください)
- ▼問合せ 阿見町囲碁同好会 戸川 ☎887-16791

〈広告欄〉

今年のお宝くじはデッカい3億9千万円!

3億9千万円!

9/24日発売!

1等・前後賞合わせて

1枚 300円 売り切れしだい 発売終了!

1等.....3億3,000万円

前後賞.....各3,000万円

2等.....1,000万円

3等.....100万円

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入ください。

【発売期間】9月24日(月)～10月12日(金) 【抽せん日】10月19日(金)

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033 [みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日 時 ① 9月6日(木) ② 10月4日(木)
午前 10 時～午後 3 時
場 所 役場 3 階 305 会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター
☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前 9 時～午後 3 時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後 1 時～ 4 時
弁護士相談 月 1 回午後 1 時～ 3 時 30 分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日 時 第 2・第 4 土曜日 午後 1 時～ 4 時
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター
☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日
午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時
場 所 役場 1 階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時 45 分
弁護士相談 水曜日 午後 1 時～ 4 時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所
☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場 ☎ 888-1111	中央公民館 ☎ 888-2526	総合運動公園 ☎ 889-2788
うずら出張所 ☎ 841-1167	君原公民館 ☎ 889-1363	教育相談センター ☎ 888-1225
健康づくり課 ☎ 888-2940	かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民活動センター ☎ 888-2051
障害福祉課 ☎ 888-2943	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100	消費生活センター ☎ 888-1871
水道課 ☎ 889-5151	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761	社会福祉協議会 ☎ 887-0084
下水道課 ☎ 829-5500	図書館 ☎ 887-6331	シルバー人材センター ☎ 888-2036
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	学校給食センター ☎ 887-1430	うしくあみ斎場 ☎ 830-9888
消防本部 ☎ 887-0119	地域子育て支援センター ☎ 891-2772	町民ダイヤル(休日 当番医・定例相談等の テレホンサービス) ☎ 887-6600
火災情報案内 ☎ 887-2600	福祉センターまほろば ☎ 887-3969	

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,680 人 (- 45)
 - 男性 23,672 人 (- 35)
 - 女性 24,008 人 (- 10)
 - 世帯数 18,277 世帯(- 20)
- ▽ 8月1日現在
▽ 常住人口ベース
▽ ()内は前月比
▽ 総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 10月1日(月)

10月の納税等

町県民税(3期)
国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 10月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 7月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	17 人 (+ 10)
出場件数 23 件 (+ 10)	中 傷	2 人 (- 1)
	重 傷	1 人 (± 0)
※救急車の適正な利用をお願い いたします	死 亡	0 人 (± 0)
	合 計	20 人 (+ 9)

『広報あみ』は、毎月第 2・4 (12 月は第 3) 金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場 1 階正面玄関・ロビー、役場 2 階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



祭



ご来場ありがとうございました